

40～64歳の方(第2号被保険者)の場合

- 加入している医療保険によって異なります

	国民健康保険に加入している方	職場の医療保険などに加入している方
決め方	国民健康保険料(税)の算定方法と同様に、所得や資産などに応じて世帯ごとに決まります。	加入している医療保険ごとに設定される介護保険料率と給料(標準報酬月額)および賞与に応じて決められます。
納め方	医療分と介護分を合わせて、国民健康保険料(税)として世帯主が納めます。	医療保険の保険料と介護保険料を合わせて、給料および賞与から差し引かれます。

知っておきたい
介護保険
Q&A

Q 保険料を納めないとうなるの?

A 期間に応じて次のような措置がとられます。
納付書で納める方はご注意ください。

1年以上
滞納した場合

利用者が費用の全額をいったん自己負担し、申請により後で保険給付にあたる分が支払われる形となります。
*支払い方法の変更が介護保険証に記載されます。

1年6か月以上
滞納した場合

利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなる措置がとられます。なお滞納が続くと、保険給付から滞納していた保険料額が差し引かれる場合もあります。

2年以上
滞納した場合

滞納した期間に応じて、利用者負担が3割(一部の方は4割)に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給や食費・居住費(滞在費)の負担軽減が受けられなくなります。

災害などの特別な事情で納付が困難な方は、保険料の減免などが受けられる場合もありますので、中野区の窓口へご相談ください。

サービスを利用するには

介護サービスを受けたい、または介護予防に取り組みたいといった場合は、まずは地域包括支援センターまたは中野区へご相談ください。

